

【加工事業変更許可内容の保安規定への反映確認】

●第一条（定義）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
1-1	安全設計の目的は、公衆及び従事者を核燃料物質の有害な影響から防護することにより、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減することである。	2	-	第 52 条（被ばくの低減措置）に規定している。	②

●第二条（核燃料物質の臨界防止）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
2-1	形状寸法について適切な核的制限値を設けて管理する。それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせて管理する。	3	-	第 35 条（臨界安全管理）、別表第 2 に規定している。	③
2-2	形状寸法について核的制限値を設定し、その制限値を満足する設計とする。	3	-	第 35 条（臨界安全管理）、別表第 2 に規定している。	③
2-3	固体状のウランを取り扱う設備・機器は、必要に応じて形状寸法と減速度を組み合わせて核的制限値を設定し、十分加熱することにより含水率を所定の値よりも低下させたウラン粉末等を使用する設計とする。	4	-	第 35 条（臨界安全管理）、別表第 2 に規定している。	③
2-4	容器からウランを取り出す等、形状寸法を維持できない場合は、質量の核的制限値を設定し、管理する。	4	-	第 35 条（臨界安全管理）、別表第 2 に規定している。	③
2-5	最適減速条件の推定臨界下限値を超える量のウランを取り扱う場合は、減速度を組み合わせて管理する。	4	-	第 35 条（臨界安全管理）、別表第 2 に規定している。	③
2-6	通常時に予想される設備・機器の単一故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作により、ウランが流入するおそれのある設備・機器は、臨界に達しないようにあらかじめ核的制限値を設定し、その制限値を満足する設計とする。	4	-	第 35 条（臨界安全管理）、別表第 2 に規定している。	③
2-7	供用開始後は、巡視・点検による異常の有無の確認により維持・管理する。	5	-	第 30 条（巡視）、第 34 条（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）、60 条の 7（保全計画の策定）に規定している。	③

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
2-8	取り扱うウランの形状寸法について核的制限値を設定する設備・機器は、十分な裕度を持った運転条件で管理し、インターロック機構により、確実に形状寸法を担保できる設計とする。	5	-	第 33 条（保安上特に管理を必要とする設備）（別表第 1-3）に規定している。	③
2-9	ウランの質量による核的制限値の管理については、二重装荷を想定しても未臨界となる質量とし、信頼性の高いインターロック、運転員と監視システムによる確認又は複数の運転員による確認措置を講じる。溶液系でバッチ処理を行う場合は、次工程の質量の核的制限値以下であることが確認されなければ、インターロック機構等により次工程に移動することができない設計とする。	5	-	第 35 条（臨界安全管理）及び第 64 条（定期事業者検査の実施）に規定している。	③
2-10	減速度について核的制限値を設定したウランを事業所内に受け入れる場合、受入前に材料証明書(ミルシート)により減速度を確認する。	5	-	第 70 条（核燃料物質の受入、払出）（別表第 12）に規定している。	③
2-11	固定することが困難な設備・機器の場合は、その周囲に単一ユニット相互間の間隔を維持するための剛構造物を取り付けるか、移動範囲を制限し、管理する設計とする。	7	-	第 35 条（臨界安全管理）に規定している。	③
2-12	質量の核的制限値を設定したバッチ処理の場合、移動するウランについて移動先の単一ユニットの核的制限値を超えないよう管理する。なお、溶液系でバッチ処理を行う場合、資格認定された運転員二人により投入量を確認し、インターロック機構により質量の核的制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めない設計とする。	7	-	第 35 条（臨界安全管理）に規定している。	③
2-13	分光分析室の不純物分析設備及び同位体分析設備並びに分析室の不純物分析設備及び物性測定設備については、エリアを定めて、当該エリア内のウランの質量を 14.8kgU 以下とする。	181	-	第 35 条（臨界安全管理）に規定している。	③
2-14	領域ごとに各施設の複数ユニットの臨界安全設計について述べる。なお、単一ユニットの核的制限値に加え、容器の収納量、ウランの減速度等の制約が必要な場合、複数ユニットの核的制限値として管理する。	-	添 5-13	第 35 条（臨界安全管理）に規定している。	③

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

●第三条（遮蔽等）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
3-1	遮蔽のための壁、天井の構築物を設ける設計とし、かつ、その他の適切な措置として再生濃縮ウランの貯蔵量、貯蔵位置、貯蔵期間、ビルドアップ期間を管理し、保管廃棄する放射性廃棄物の外表面線量率を管理する措置を講じる等設計とする。	10	-	第 72 条（核燃料物質の貯蔵）及び第 75 条の 2（放射性固体廃棄物）に規定している。	③
3-2	加工施設内の線量について、1.3mSv/3 月間を超えるか、又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。	10	-	第 42 条（管理区域）及び第 46 条（管理区域への出入管理）に規定している。	③
3-3	管理区域における外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度を監視・管理する。さらに、ウラン受入れ時に材料証明書により核種含有量を受入仕様値以下に管理する。	11	-	第 54 条（線量当量等の測定）及び第 70 条（核燃料物質の受入、払出し）に規定している。	③

●第四条（閉じ込めの機能）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
4-1	粉末状のウランが室内空气中に漏えいした場合に、その漏えいを検知するため、第 1 種管理区域内の空气中的ウランをエアスニファにより捕集し、放射能濃度を測定・監視する設計とするとともに、定期的に運転員が巡視点検することでその漏えいを早期に検知する設計とする。	13	-	第 54 条（線量当量等の測定）及び第 30 条（巡視）に規定している。	③
4-2	ウラン粉末等の運搬は、飛散又は漏えいがない所定の容器に収納して行うことを管理する設計とする。	14	-	第 35 条（臨界安全管理）に規定している。	③
4-3	作業環境中の空气中的ウラン濃度に異常が発生した場合は、再循環給気を中止し、手動により Fansルー方式に切り換えることを管理する設計とする。	15	-	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	③
4-4	加工施設は、ウランを密封して取り扱い又は、貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（第 2 種管理区域）と非密封のウランを取り扱い又は、貯蔵し、汚染の発生するおそれのある区域（第 1 種管理区域）とに区分して管理する。	234	添 6-3	第 43 条（管理区域の区域区分）に規定している。	③
4-5	管理区域における外部放射線に係る線量当量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し管理する。	234	添 6-3	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	③

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
4-6	第1種管理区域は、気体廃棄設備によって負圧に維持することにより閉じ込めを管理する。事故時においても、ウランの飛散するおそれのある部屋は、当該区域の室内の圧力を外気に対して負圧に維持するように可能な限り管理する。	234	添 6-3	第36条（漏えい管理）に規定している。	③
4-7	粉末状のウランを収納する粉末貯蔵容器等からの飛散又はウラン溶液を収納する貯槽等からの漏えいがないように管理する。	234	添 6-3	第36条（漏えい管理）に規定している。	③
4-8	汚染拡大防止のため、ウランを取り扱う区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）と、非密封のウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのある区域（第1種管理区域）とに区分する。各建物の管理区域の区分を（添五）-第0-1 図～（添五）-第0-6 図に示す。	-	添 5-2	第43条（管理区域の区域区分）に規定している。	③
4-9	第1種管理区域の設備・機器のうち、粉末状のウランを取り扱う混合機、プレス、研削装置等に設けるフード等は、内部を排気することにより開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、内部を室内に対して9.8Pa以上の負圧となるように管理する。	-	添 6-3	第34条（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）、第36条（漏えい管理）及び第64条（定期事業者検査の実施）に規定している。	①

●第五条（火災等による損傷防止）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定へ反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
5-1	取り扱うウランの性状を考慮して防火区画を設けて延焼を防止し、建物からのウランの漏えいを防止する。	16	-	廃棄物管理棟限定の火災区域については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災（4）標準書の整備から削除する。	①
				全ての火災区域については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災（4）標準書の整備①1)に、火災防護計画を策定する中で記載する。 これによって、火災区域は下部規定にて明示する。	①

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定へ反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
5-2	UF ₆ を正圧で取り扱う設備・機器は転換工場原料倉庫へ集約するとともに、UF ₆ を取り扱う設備・機器の近傍には可能な限り火災源となり得るものを設置しない設計とする。	16	-	UF ₆ を正圧で取り扱う設備・機器を転換工場原料倉庫へ集約することを保安規定第3図(1)転換工場,第2核燃料倉庫,除染室・分析室 台車及び電動リフト使用エリア図に示す。 また、火災源について、は添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備②9)に記載する。	①
5-3	消火活動を円滑に実施するために、防火服、防護マスク、投光器等の消火活動に必要な資機材を設置する設計とする。	17	-	別表第20 防災資機材一覧に規定している。	②
5-4	火災の延焼を防止するために、火災区域を設定し、万一の火災を想定しても、十分な耐火性能を備えた防火壁、防火扉等の防火設備を設けることで当該火災区域外への延焼を防止する設計とする。	17	-	廃棄物管理棟限定の火災区域については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備から削除する。	①
				全ての火災区域については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備①1)に、火災防護計画を策定する中で記載する。 これによって、火災区域は下部規定(火災防護計画)にて明示する。	①
5-5	火災の延焼を防止するために、可燃物の持込管理及び保管管理(量、熱源からの離隔距離、収納方法)を行う設計とする。	17	-	可燃物の持込管理及び保管管理については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備②9)に規定する。	①
5-6	火災発生時には、設備・機器を安全な状態に維持するために、運転員により同一火災区域内の設備・機器を停止する設計とする。	17	-	設備・機器の停止については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備②に規定している。	②
				同一火災区域内の設備・機器の停止については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備②4)に規定している。	①
5-7	火災防護対象設備を設置している建物に火災区域を設定する。	-	添 5-48	廃棄物管理棟限定の火災区域については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備から削除する。	①

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定へ反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
				全ての火災区域については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備①に、火災防護計画を策定する中で記載。 これによって、火災区域は下部規定(火災防護計画)にて明示する。	①
5-8	火災発生時に臨界防止、閉じ込め及び遮蔽機能を維持するため、放射性物質等を取り扱う区域は火災区域に設定する。また、当該火災区域に隣接する区域のうち、延焼の可能性がある区域も火災区域に設定する。	-	添付5-48	廃棄物管理棟限定の火災区域については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備から削除する。	①
				全ての火災区域については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備①に、火災防護計画を策定する中で記載。 これによって、火災区域の定義について(延焼の可能性がある区域火災発生時に臨界防止、閉じ込め及び遮蔽機能を維持するため、放射性物質等を取り扱う区域は火災区域)は下部規定(火災防護計画)にて明示する。	①
5-9	①工場棟の成型工場(第1種管理区域)と組立工場(第2種管理区域)は、火災発生時の延焼を防止するために別の火災区域とする。 ②工場棟の転換工場の原料倉庫と原料倉庫の上階に位置するダクトスペースは、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。 ③工場棟の転換工場の転換加工室と転換加工室の上階に位置するダクトスペースは、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。 ④工場棟の成型工場(ペレット加工室、ペレット貯蔵室、燃料棒溶接室、燃料棒補修室)とその上階に位置する成型工場(フィルタ室)は、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。	-	添付5-48, 49	廃棄物管理棟限定の火災区域については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備から削除する。	①
				全ての火災区域については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備に規定する。 これによって、火災区域の詳細は下部規定(火災防護計画)にて明示する。	①
5-10	火災発生時には、その影響を受けるおそれのある設備機器を、作業者により速やかに停止することとする。	-	添付5-49	添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備に規定している。	②

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定へ反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
5-11	管理区域内への可燃物の持ち込みについては、必要な数量を超えて持ち込まないように管理する。	-	添付 5-49	可燃物の必要な数量を超えて持ち込まない持込管理については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書に規定する。	①
5-12	管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製容器に収容するとともに、収容できない場合には、周囲から発火源の除去又は隔離を行う。	-	添付 5-49	可燃物の金属製容器に収容する保管管理については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書に規定する。	①
5-13	焼却炉は火災を防止するために排気温度を管理する設計とする。	-	添付 5-50	第 64 条 (定期事業者検査の実施) に規定している。	③
5-14	消火を確実にを行うため、初期消火により消火できなかった場合には、防災組織の対策本部長の指示の下、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプを用いて水消火を行う。	-	添付 5-51	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備に規定している。	②
5-15	消火活動を行う防災班及び発災部門班を編成し、定期的に訓練を実施する。また、消火活動に必要な消防服、防護マスク、投光機等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確認する。	-	添付 5-51	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (1) 要員の配置、(2) 教育訓練の実施、(3) 資機材の配備及び(4) 標準書の整備に規定している。	②
				資機材の分散配置については、添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備 1.3 資機材の配備に規定する。 全てのアクセスルートについては、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備に規定する。	①
5-16	火災の延焼を防止するために、可燃物の持込管理及び保管管理 (量、熱源からの離隔距離、収納方法) を行う設計とする。	-	添付 5-51	可燃物の持込管理及び保管管理については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書に規定する。	①
5-17	火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。	-	添付 5-52	第 89 条 (火災防護活動に係る計画及び実施) 及び添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備に規定している。	②
5-18	ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、爆発混合気を形成しないように、水素ガスを供給する前に窒素ガスによる内部残留空気を掃気することを管理する設計とする。	-	添付 5-55	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備に規定している。	②

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定へ反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
5-19	火災を発見した作業者は、周辺の作業者に火災が発生したことを大声で連絡すると共に、現場の作業者は協力して、119番通報、社内緊急連絡、及び初期消火を実施する。	-	添付 5-336	添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備に規定している。	②
5-20	なお、緊急連絡を受けた者又は指示を受けた者は、構内一斉放送及びエマージェンシーコール(防災組織員が常時携帯する携帯電話に一斉に連絡する機能)により、防災組織員の一斉招集を行う。	-	添付 5-336	添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備に規定している。	②
5-21	警備員2名のうち1名は常時、警備所に滞在し、警報が発報したことを確認できる状況にある。警備員が警備所内のカメラで火災現場の状況を確認した後、又は、もう1名の警備員が火災現場の状況を現地で確認した後、119番通報、宿直当番者への連絡、及びエマージェンシーコールによる防災組織員の一斉招集を行う。防災組織員には、事業所から約3km圏内に在住するものを優先して任命し、初期消火活動を行う要員として、宿直当番者1名及び警備員1名を含めて合計7名程度を確保できる体制とする。	-	添付 5-336	第91条(初期消火活動のための体制の整備)及び添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備に規定している。	②
5-22	前記(1)及び(2)の初期消火で消火できなかった場合は、一斉招集により出動する防災組織の体制で消火活動にあたる。防災組織の現場活動隊は、火災の状況、設備の損傷状況等を防災組織の対策本部へ報告し、対策本部長が状況を把握し、現場活動隊へ指示を行う。指示を受けた現場活動隊は、屋外消火栓や可搬式消防ポンプを用いて消火活動を実施する。	-	添付 5-336,337	添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備に規定している。	②
5-23	消火活動に必要な資機材は、資機材倉庫等の指定された場所で保管管理する。	-	添付 5-337	添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(3) 資機材の配備に規定している。 資機材の配置については、添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備 1.3 資機材の配備に規定する。 これによって、資機材の配置の詳細は下部規定にて明示する。	② ①
5-24	火災源となる可燃物の配置及び量に対して、消火に必要な消火器を適切に配置していることから、初期消火で消火が可能である。万一、初期消火に失敗した場合、状況に応じて防災組織員が屋外消火栓や可搬消防ポンプを用いて水消火を実施する。	-	添付 5-337	添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備に規定している。	②

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

●第六条（安全機能を有する施設の地盤）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定へ反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
-	-	-	-	-	-

●第七条（地震による損傷の防止）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
7-1	耐震重要度分類のない廃棄物ドラム缶については、固縛等の措置を講じる。	-	添 5-122	添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.2 地震（4）標準書の整備に規定している。	②

●第八条（津波による損傷の防止）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
-	-	-	-	-	-

●第九条（外部からの衝撃による損傷の防止）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
9-1	（火山） 降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意する。	26	-	添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.1 火山（降灰）及び積雪（4）標準書の整備に規定している。	②

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
9-2	(火山) (1) 加工施設で降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去等の措置を講じる。また、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止し対応する。 (2) 作業においては、防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し作業を開始することとし、除去作業に必要な保護具、資機材を常備する。	—	添付 5-45	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.1 火山(降灰)及び積雪(4) 標準書の整備に規定している。	②
9-3	(火山) 建物の健全性維持のため、降下火砕物は降雨及び積雪等により水を吸収し重くなった状態と施設の耐荷重を考慮した上で、加工施設で降灰が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業を開始することとし、必要な保護具や資機材を予め用意する。	—	添付 5-45	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.1 火山(降灰)及び積雪(4) 標準書の整備に規定している。	②
9-4	(火山) 降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じるものとする。	—	添付 5-45	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.1 火山(降灰)及び積雪(4) 標準書の整備に規定している。	②
9-5	(竜巻) 敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得るプレハブ物置に対して固縛措置を講じる。	—	添付 5-29	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 竜巻(4) 標準書の整備①2)に規定する。	①
9-6	(竜巻) ・第3 廃棄物倉庫は、F3 竜巻に対し、建物(外壁及び屋根)の損傷を前提とし、ドラム缶を固縛する設計とする。 ・敷地内で想定される飛来物の発生を防止するため、敷地内のウォークダウンにより防護対象施設に影響を与える飛来物となりうる鋼製材や車両について、それらが飛来物とならない影響範囲外へ置き場を設置するか、固縛する設計とする。	—	添付 5-34	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 竜巻(4) 標準書の整備①2)に規定する。	①
9-7	(竜巻) ・敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る鋼製材や車両を、固縛又は飛来物とならない影響範囲外へ移動する措置を講じる。	—	添付 5-35	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 竜巻(4) 標準書の整備に規定する。	①

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
9-8	(竜巻) 敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)における車両については、影響範囲外への移動又は固縛、あるいは防護フェンスを設置することとしている。	—	添 5-35	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備に規定する。	①
9-9	(竜巻) ①建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止 ウラン粉末の取扱い(フードボックス作業)を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。また、ウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。 ウランの搬送作業(クレーン搬送を含む)を停止し、ウラン容器を貯蔵設備に収納する。 搬送用の台車は、固縛する。 ②建物外部での核燃料物質の構内搬送作業の停止 核燃料物質等を搬送中の車両は、竜巻の影響を受けない施設内(搬送元又は搬送先)へ移動する。 ③竜巻防護対象建物近傍からの車両の退避又は固縛 敷地内(周辺監視区域内)の屋外車両は影響範囲外へ移動又は固縛する。 ④UF ₆ を正圧で取り扱う工程の停止 転換工場の蒸発・加水分解工程の運転を停止する。	—	添 5-35,36	①、②、③及び④については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備に規定する。	①
9-10	(竜巻) 竜巻予測情報に基づく措置は、迅速に講じる必要があるため、通常時の業務体制で行う。更に、迅速に対応できるよう、気象庁から茨城県に対し竜巻に関する気象情報又は雷注意報が発表された段階で、竜巻に対する「注意喚起」を発令し、通常時の業務要員で対応できる範囲となるよう、必要な事前措置を講じるものとする。	—	添 5-36	竜巻予測情報に基づく措置については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備に規定する。	①
9-11	(竜巻) 各作業の責任者は、夜間・休日を含めて「注意喚起」の段階で、従事する要員が「警戒態勢」発令に応じた措置を、猶予時間内に完了できるよう、要員の確保または同時に行う作業内容の制限を指示し、確認するものとする。	—	添 5-36	「注意喚起」の措置については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備に規定する。	①

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
9-12	(竜巻) 竜巻予測情報に基づく措置の対応手順と各対応の責任者を、保安規定並びに保安規定に基づく社内管理規定及び対応実施部門の手順書に定め、対応実施部門における教育訓練を定期的実施する。	—	添付 5-36	竜巻予測情報に基づく措置の対応手順と各対応の責任者については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備に、教育訓練については、2.3 竜巻 (2) 教育・訓練の実施に規定する。	①
9-13	(自然現象の重畳) 「火山灰」と「積雪」の組合せは火山灰等堆積物の静的負荷を増大させる可能性があることを踏まえ、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く方針とする。	26	—	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.1 火山 (降灰) 及び積雪 (4) 標準書の整備に規定している。	②
9-14	(自然現象の重畳) 「火山灰」と「積雪」の組合せは「原子力発電所の火山影響評価ガイド」において、火山灰等堆積物の静的負荷を増大させる可能性があるとの指摘を踏まえ、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除くこととする。	—	添付 5-47	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.1 火山 (降灰) 及び積雪 (4) 標準書の整備に規定している。	②
9-15	(外部火災) 液化アンモニアの輸送車両については、原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づく爆発影響評価に基づき、加工施設に対して爆発限界距離以上の離隔距離を確保する。	—	添付 5-87	液化アンモニアの輸送車両については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 外部火災 (4) 標準書の整備に規定している。	②
9-16	(外部火災) LP ガスの輸送車両については防護対象施設に対して、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定められた以上の距離を確保できる経路を通ることで、火災・爆発の影響を防止する。	—	添付 5-87	LP ガスの輸送車両については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 外部火災 (4) 標準書の整備に規定する。	①
9-17	(外部火災) 水素の輸送車両については、防護対象施設に対して高圧ガス保安法で定められた以上の距離を確保できる経路を通ることで、火災・爆発の影響を防止する。	—	添付 5-87	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 外部火災 (4) 標準書の整備から、高圧ガス貯蔵所の障壁の工事が完了し使用開始するまで水素を貯蔵しない旨の記載を削除する	②
				水素の輸送車両については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 外部火災 (4) 標準書の整備に規定する。	①

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

●第十条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
10-1	人の不法な侵入を防止するために、不法侵入防止設備を備えた十分な高さの金属製の柵等により立入制限区域を設定し、同区域への立入りを所定の出入口以外からの同区域への人の立入りを禁止する。	29	—	第48条の2（人の不法な侵入等の防止）に規定している。	②
10-2	加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅牢な障壁を有する設計とする。また、立入制限区域を警備員が監視カメラにより監視するとともに、定期的に巡視する。	29	—		
10-3	管理区域の出入口に設置する出入管理装置等により人の出入りを常時監視する。また、管理区域に立ち入る者に対して、身分及び立入りの必要性を確認の上、立入りを認めたことを証明する証明書等を発行し、これを立入りの際に所持させ確認を実施する。	29	—		
10-4	不法侵入等防止設備は、機能を維持するために点検及び保守管理を実施する。	29	—		
10-5	核燃料物質等の移動をする場合、各部門長の承認を得てから行うことにより、敷地内の人による不法な移動を防止する。管理区域（重量のある核燃料物質等を収納した密封容器のみを取り扱う場合を除く）の出入口において、核燃料物質を検知する装置等を設置することにより監視を行う設計とする。	29	—		
10-6	加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するため、加工施設に物品を持ち込む場合はあらかじめ申請させ、立入りの際に許可された物品であることを警備員が確認する。また、郵便物等を持ち込む場合、警備員による外観確認、金属探知機による検査を実施し、必要に応じ開封点検を実施する。	29	—		②
10-7	入構車両については、あらかじめ車両を申請させ、入構の際に警備員による入構許可の確認及び車両の点検を実施する。	29	—		

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
10-8	内部での不正アクセスを防止するため、防護対象システムの制御コンピュータは施錠管理又は権限管理を実施する。可搬式記憶媒体は、管理部門により承認されたものを利用し、使用前にはウイルス検査を行う。	30	—		
10-9	外部業者が保守等で可搬式記憶媒体を利用する場合や当該システムに直接アクセスする場合は、管理部門に対してあらかじめ申請させるとともに、管理部門によるウイルス検査を実施後、従業員の監督の下で作業させる。また、外部事業者に対する調達管理に当たっては、セキュリティを考慮した調達要求事項を設定する。	30	—		
10-10	不正アクセスが行われるおそれがある場合又は行われた場合に迅速に対応できるよう情報システムセキュリティ計画を定める。	30	—		

● 第十一条（溢水による損傷の防止）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
11-1	溢水防護区画の設定	—	添付 5-92	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 3. 内部溢水（4）標準書の整備に規定する。	①
11-2	工場内漏水検知警報により工業用水、水道水、外部からの供給水及び空調用水を停止する。	—	添付 5-104	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 3. 内部溢水（4）標準書の整備に規定する。	①
11-3	地震により震度 5 以上の地震が発生した場合、工業用水、水道水、外部からの供給水（冷却水、純水、アンモニア水）及び空調用水を手動にて停止する。	—	添付 5-104	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 3. 内部溢水（4）標準書の整備に規定する。	①

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

●第十二条（誤操作の防止）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
12-1	運転員の誤操作を防止するため、運転員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮して、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設ける設計とし、手順書を定める。	30	-	第9条（設計・開発計画）に規定している。	②
12-2	表示装置は、運転員の誤操作を防止するため、必要に応じて色で識別できる設計とする。	30	-	第9条（設計・開発計画）に規定している。	②
12-3	操作器は、運転員による誤操作を防止するために、必要に応じてスイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。	30	-	第9条（設計・開発計画）に規定している。	②
12-4	安全の確保のために手動操作を要する場合には、対応を現場に明示する措置を講じる。	30	-	第31条（操作上の一般事項）に規定している。	②

●第十三条（安全避難通路等）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
13-1	事故時に放射線業務従事者等が速やかに退避できるように単純、明確かつ容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設ける設計とする。	30	-	第67条の2（新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持）に新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は、保全計画を策定し、これに基づき保全を実施し、その機能を維持することを規定している。	②
				全ての安全避難通路については、保安規定第107条（立入制限区域及び立入管理区域の設定と立入者限定）第1項（4）に安全避難通路の設置について規定する。これによって、安全避難通路は下部規定にて明示する。	①
13-2	事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける設計とする。	31	-	第82条（非常時用器材の整備）及び別表第20 防災資機材一覧に規定している。	①

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

●第十四条（安全機能を有する施設）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
14-1	表 安全機能を有する施設の安全機能一覧	38～ 85	-	保安規定第7章（施設管理）にて管理している。また、別表第1-3（核燃料物質の最大貯蔵数量）及び別表第2（臨界安全管理に係る核的制限値）に規定する。	①

●第十五条（設計基準事故の拡大の防止）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
-	-	-	-	-	-

●第十六条（核燃料物質の貯蔵施設）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
16-1	表 貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力	150	-	別表第13-1（核燃料物質の最大貯蔵数量）に規定する。	①

●第十七条（廃棄施設）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
17-1	廃液処理後の排水を貯留し、バッチごとに排水中の放射性物質の濃度を測定・確認する設計とする。	31	-	第76条（放射性液体廃棄物）に規定している。	③
17-2	管理区域から発生する油類廃棄物は、焼却設備等で減容処理する設計とする。	31	-	第76条（放射性液体廃棄物）に規定している。	③
17-3	②放射性物質の濃度が周辺監視区域外の法定濃度限度以下であることを確認した後、各廃液処理設備から排水する。	173	-	第76条（放射性液体廃棄物）に規定している。	③

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規規制基準後の変更申請で変更、③新規規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
17-4	③廃液処理設備(1)からの排水は排水口から排出し、ふっ素及び窒素等の除去処理を行った後、排水貯留池に送液する。廃液処理設備(1)以外の排水は排水貯留池に直接排水する。排水貯留池にて放射性物質の濃度を再度確認した後、排水口から専用排水管により海洋へ放出する。	173	-	第 76 条 (放射性液体廃棄物) に規定している。	③
17-5	④分析廃液等の液体廃棄物の一部については、容器に封入して保管廃棄する構造とする。	173	-	第 76 条 (放射性液体廃棄物) に規定している。	③
17-6	気体廃棄物は、気体廃棄設備を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。排気中の放射性物質濃度は、排気口においてダストモニタにより連続的に監視し、「線量告示」に定められた周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下に管理する。	236	-	第 77 条 (放射性気体廃棄物) に規定している。	③
17-7	液体廃棄物は、加工施設の各廃液処理設備で処理した後、貯槽に貯留し、排水中の放射性物質濃度が、「線量告示」に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認してから排出する。	236	-	第 76 条 (放射性液体廃棄物) に規定している。	③
17-8	固体廃棄物は可燃性、不燃性に区別し、必要に応じ可燃性は焼却減容、不燃性は圧縮減容を行い、ドラム缶へ封入、あるいはプラスチックシート等で密封し、保管廃棄設備に保管廃棄する。固体廃棄物の保管廃棄能力は、現在の保管料及び今後の増加量の予測を踏まえても、十分な容量を有するものとする。固体廃棄物の保管廃棄に当たり、保管廃棄物の最外周の表面線量率を 2 μ Sv/h 以下となるよう配置する。また、これら固体廃棄物の保管状況は、日常の巡視点検により監視する。	237	-	第 75 条の 2 (放射性固体廃棄物) 及び第 30 条 (巡視) に規定している。	③
17-9	気体廃棄物は、プレフィルタ、高性能エアフィルタ等を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。排気中の放射性物質濃度は、排気口においてダストモニタにより連続的に監視し、「線量告示」に定められる周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下に管理する。	-	添 6-13	第 77 条 (放射性気体廃棄物) に規定している。	③

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
17-10	通常時において、放射性液体廃棄物について、凝集沈殿、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備によりウランを除去した後、廃液貯槽等に貯留する。廃液処理後の廃液は、バッチ毎に排水中の放射性物質の濃度を測定し、「線量告示」に定める周辺監視区域外の濃度以下であること確認した後、廃液処理設備(1)以外の放射性液体廃棄物については排水貯留池に送液し、廃液処理設備(1)の放射性液体廃棄物については、ふっ素及び窒素等の除去処理を行った後、排水貯留池に送液する。排水貯留池にて、再度濃度測定をし、「線量告示」に定める周辺監視区域外の濃度以下であること確認した後、排水口から専用排水管により東海村前面海域に放出する。	-	添 6-17	第 76 条（放射性液体廃棄物）に規定している。	③
17-11	放射性廃棄物は可燃性、不燃性に区別し、必要に応じ可燃性（年間発生量約 300 本(200 ℓ ドラム缶相当)）は焼却減容、不燃性は圧縮減容を行い、ドラム缶への封入等の後、保管廃棄設備（保管廃棄能力約 17,050 本(200 ℓ ドラム缶相当)）に保管廃棄する。 固体廃棄物の保管廃棄能力は、現在の保管量及び今後の増加量の予測を踏まえても、十分な容量を有するものとする。 固体廃棄物の保管廃棄に当たり、保管廃棄物の最外周の表面線量率を 2μSv/h 以下となるよう配置する。また、これら固体廃棄物の保管状況は、日常の巡視点検により監視する。	-	添 6-19	第 75 条の 2（放射性固体廃棄物）及び第 30 条（巡視）に規定しているが、放射性固体廃棄物の保管量を 17,050 本相当以下に制限する旨を第 75 条の 2（放射性固体廃棄物）に規定している。	②
17-12	周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の井戸水、河川水、土壌のウラン濃度の測定を年 1 回行う。 また、気象観測として、風向及び風速、降雨量、気温について連続して測定する。	-	添 6-19	第 54 条（線量当量等の測定）及び第 124 条（記録）に規定している。（別表第 7）	②

●第十八条（放射線管理施設）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
18-1	放射線防護用設備として、防じんマスク、ボンベ式呼吸器の呼吸用保護具を備える。	33	-	第 52 条（被ばくの低減措置）に規定している。（別表第 20）	③

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
18-2	個人被ばく管理用として個人線量測定器を設ける。	33	-	第 46 条（管理区域への出入管理）に規定している。（別表第 9）	②
18-3	除染用として、除染用具を設ける。	33	-	第 53 条（床、壁等の除染）に規定している。（別表第 20）	①
18-4	管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、加工施設の第 1 種管理区域の出入口付近にそれぞれ表示できる設計とする。また、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において、当該区域への立入制限の表示を行うとともに、関係管理者等に通報できる設計とする。	33	-	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	②
18-5	個人被ばく管理用設備として個人線量測定器、防じんマスク及びボンベ式呼吸器を、施設管理用設備として、サーベイメータ（ α 、 β （ γ ）線用）、放射能測定装置（ α 、 β 線用）及び除染用具を設ける。	179	-	第 53 条（床、壁等の除染）及び第 55 条（放射線測定器類の管理）に規定している。（別表第 9、別表第 20）	①
18-6	当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が、「線量告示」に定められた値を超えるおそれのない区域を周辺監視区域として管理する。	234	-	第 48 条（周辺監視区域）に規定している。	③
18-7	放射線業務従事者等の第 1 種及び第 2 種管理区域への出入は、それぞれ指定した場所から行うこととし、第 1 種管理区域から退出又は物品を搬出する際には、出口においてハンドフットモニタ、サーベイメータ等により身体表面又は搬出物品の表面の汚染を測定し、表面密度限度の十分の一以下になるように管理する。放射線業務従事者の汚染検査、除染を行うための検査室及びシャワー室を設ける。	235	-	第 47 条（第 1 種管理区域への出入管理）に規定している。	①
18-8	空気汚染の発生するおそれのある作業場の空气中放射性物質濃度を定期的に測定し、常に濃度限度以下に保つように管理する。また、一時的に放射性物質の濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、必要に応じて、放射線業務従事者に呼吸保護具を着用させて放射性物質粉塵の体内摂取を防止するとともに局所的な放射性物質濃度の測定を行う。	235	-	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	③
18-9	管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定を行う。また、表面密度の測定は、スミヤ法又はサーベイ法により行う。	235	-	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	③
18-10	放射線管理に必要な情報を所内の適切な場所に表示できるようにする。	235	-	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	②

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規規制基準後の変更申請で変更、③新規規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
18-11	放射線業務従事者が管理区域に立ち入る場合に個人線量測定器を着用させ、その線量を測定することにより外部被ばくを管理する。	235	-	第 46 条（管理区域への出入管理）及び第 50 条（線量限度）に規定している。	③
18-12	空気中の放射性物質濃度から内部被ばくの実効線量を計算によって求めることにより内部被ばくを管理する。また、必要に応じ放射線業務従事者の尿中のウランを測定することにより内部被ばくを管理する。	235	-	第 51 条（線量の評価及び通知）及び第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	③
18-13	周辺監視区域境界付近の外部放射線に係る線量を定期的に測定するとともに周辺監視区域外における土壌等のウラン濃度を定期的に測定する。	236	-	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。 （別表第 7）	②
18-14	万一異常放出があった場合及び必要に応じ、放射性物質の濃度及び敷地周辺の空間線量率を測定する。また、迅速な対応をするために必要な情報を所内の適切な場所に表示する。	236	-	第 77 条（放射性気体廃棄物）に規定している。	②
18-15	「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）に定められた値を超えるおそれのある区域を管理区域、その周辺であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が、「線量告示」に定められた値を超えるおそれのない区域を周辺監視区域として管理する。	-	添 6-1	第 42 条（管理区域）及び第 48 条（周辺監視区域）に規定している。	③
18-16	加工施設は、核燃料物質等による放射線の管理を確実にするために、取り扱う核燃料物質の受入れにあたっては既存施設でこれを使用する際に何ら特別のインパクトを与えないように定められた ASTM（米国材料試験協会）1)2)の濃縮六ふつ化ウランの仕様にに基づき受入仕様を定め、また、再生濃縮ウランについても安全上重要な核種について受入仕様を定め、受入前に仕様に合致していることを確認する。	-	添 6-1	第 70 条（核燃料物質の受入、払出し）に規定している。	③
18-17	第 1 種及び第 2 種管理区域への出入は、それぞれ指定した場所から行うこととし、第 1 種管理区域から退出又は物品を搬出する際には、出口においてハンドフットモニタ、サーベイメータ等により身体表面又は搬出物品の表面の汚染を測定し、表面密度限度の十分の一以下になるように管理する。	-	添 6-3	第 46 条（管理区域への出入管理）及び第 47 条（第 1 種管理区域への出入管理）に規定している。	①
18-18	空気汚染の発生するおそれのある作業場の空気中放射性物質濃度を定期的に測定し、常に、「線量告示」における放射線業務従事者の呼吸する空気中濃度限度以下に保つように管理する。	-	添 6-3	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	③

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規規制基準後の変更申請で変更、③新規規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
18-19	空気の汚染状況を監視するため、エアスニファを作業場の要所に取り付けてサンプリングを行い、そのろ紙を交換し、放射能測定装置で測定する。これによって作業場の空気中の放射性物質濃度が濃度限度以下であることを確認する。また、一時的に放射性物質の濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、必要に応じて従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させて放射性物質の体内摂取を防止するとともに、ダストサンプラを用いて局所的な放射性物質濃度の測定を行う。	-	添 6-3,4	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	③
18-20	管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定は、TLD 等により行う。また、表面密度の測定は、スミヤ法又はサーベイ法により行う。	-	添 6-4	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	③
18-21	放射線管理のため管理区域における空気中の放射性物質の濃度、空間線量率及び床面等の放射性物質の表面密度の測定結果を加工施設内の適切な場所に表示する。	-	添 6-4	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	②
18-22	外部被ばく管理については、従事者が管理区域に立ち入る場合に個人線量測定器を着用させ、その線量を測定することにより行う。	-	添 6-4	第 46 条（管理区域への出入管理）及び第 50 条（線量限度）に規定している。	③
18-23	内部被ばく管理については、空気中の放射性物質濃度から内部被ばくの実効線量を計算によって求めることにより行う。また、必要に応じ従事者の尿中の放射性物質を測定することにより行う。	-	添 6-4	第 51 条（線量の評価及び通知）及び第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。（別表第 8）	③
18-24	従事者に対して定期的に保安教育を実施し、その結果を記録する。従事者の線量測定結果を記録する。また、「電離放射線障害防止規則」に基づき、健康診断を実施する。	-	添 6-6	第 24 条（力量、教育・訓練及び認識）及び第 51 条（線量の評価及び通知）に規定している。	③
18-25	加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、周辺監視区域外における線量が「線量告示」で定める線量限度を超えないようにする。	-	添 6-6	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	③

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
18-26	加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量を、施設の周辺監視区域境界外において、合理的に達成できる限り低くするために、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講ずる。また、貯蔵等の設備内の配置にあたっては、再生濃縮ウラン等の相対的に線量の高いものによる周辺環境への影響が低くなるように管理する。再生濃縮ウランを貯蔵施設に貯蔵する場合であって貯蔵期間を1年未満に制限するときは、貯蔵するウラン量(ton-U)に貯蔵期間(月/年)を乗じて得られる値が、次項のa項に規定する値を用いて得られる上限値を超えないように管理する。	-	添 6-6	第 72 条 (核燃料物質の貯蔵) に規定している。	③
18-27	排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、異常時には自動的に警報を発するようにする。	-	添 6-11	第 77 条 (放射性気体廃棄物) に規定している。	③
18-28	万一異常放出があった場合、又は測定が必要と判断された場合には、放射性物質の濃度及び敷地周辺の空間線量率を測定する。また、必要な情報を所内の適切な場所に表示する。	-	添 6-11	第 77 条 (放射性気体廃棄物) に規定している。	②

●第十九条 (監視設備) 関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
19-1	周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間線量率を測定し、監視する。	236	-	第 54 条 (線量当量等の測定) に規定している。	②

●第二十条 (非常用電源設備) 関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
20-1	定期的な作動確認を実施する。	-	添 5-113	第 64 条 (定期事業者検査の実施) に規定している。	③
20-2	余裕をみて7日間継続運転が可能な燃料を確保する設計とする。	-	添 5-113	第 82 条 (非常時用器材の整備) 第 3 項に規定する。	①

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

●第二十一条（通信連絡設備）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
-	-	-	-	-	-

●第二十二条（重大事故等の拡大の防止等）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
22-1	万一の事故に備え、緊急用保護具を常備する。	235	-	別表第 20 防災資機材一覧に規定している。	③
22-2	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定める。	244	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定している。	②
22-3	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊」という。）に対処するため、手順書を整備し、その手順書に従って活動を行うための体制及び資機材を整備する。また、当該の手順書に従って活動を行うために、事故対処に必要な資機材を用いた個別訓練及び総合訓練を定期的実施する。	244	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応に規定している。	②
22-4	大規模な自然災害（震度 5 以上の大地震等）の発生が予測できる場合又は発生した場合は、加工設備本体を停止する措置及び退避等の防護措置を行う。	247	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定している。	②
22-5	大規模損壊が発生した場合において、原料倉庫の周囲への散水及び漏えい発生箇所周囲へ直接放水する可搬消防ポンプ、ウランを回収する集塵機、ウランを固着させる固着剤等の設備を整備する。	248	-	可搬消防ポンプについては、別表第 20 防災資機材一覧に規定している。	①
				添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策及び別表第 20 防災資機材一覧に規定する。	①

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
22-6	大規模損壊が発生した場合に対処するため、以下に示す手順書、体制及び資機材を整備するとともに、教育・訓練を実施する。	252	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応に規定している。	②
22-7	体制については、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制と同様に、防災組織により対応する。また、所在地域の原子力事業者及び他加工事業者からの協力要員の派遣等についても、重大事故に至るおそれがある事故の体制と同様とする。	252	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応に規定している。	②
22-8	手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。	252	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応に規定している。	②
22-9	教育・訓練については、大規模損壊が発生した場合の対処における技能及び知識の維持・向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的実施する。具体的には、大規模損壊発生を想定し、防災組織全体で連携した総合訓練及び防災組織の各班が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。また、大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上の頻度で実施する。	252	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応に規定している。	②
22-10	・屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故と同じである。	253	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.1 大規模な火災に対する対策に規定している。	②
22-11	・核燃料物質等を内包する建物が大規模な損壊に至った場合は、集塵機等を用いたウランの回収、固着剤を用いたウランの固定等を実施することにより、加工施設周辺への核燃料物質の拡散を抑制するとともに、加工施設周辺への気体状のUF ₆ 等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲への散水を行う。また、大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合は、屋外消火栓設備、可搬消防	253	-	第113条(六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置)及び添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備、2.1 大規模な火災に対する対策及び2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策に規定している。	②

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
	<p>ポンプ等による消火活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策に必要な資機材の保管場所は、加工施設の内部及び周辺に分散して設置する。 ・必要により東海NOAH、他のウラン加工事業者等の社外組織へ支援を要請し、放射線管理（モニタリング）、放射線防護措置及び消火活動等に係る協力要員及び資機材の提供を受けて活動にあたる。 			<p>ウランを回収する集塵機、ウランを固着させる固着剤等の設備及び資機材の分散配置については、別表第20 防災資機材一覧、添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備、2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策に規定する。</p>	①
22-12	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊が発生した場合に対し、手順書に定めた情報について、可搬式の計測機器を用いた防災組織要員による巡視点検等により事故状況を把握する。 ・加工施設内及び敷地内の状況把握のため、放射線測定器、照明等を整備する。 	253	-	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 対策の実施に必要な情報の把握に規定している。</p>	②
22-13	<p>UF₆ が漏えいした場合は検知設備に連動するインターロック機構により遮断弁が自動閉するが、作動が確認できない場合は、制御室において手動により操作する。さらに手動操作が失敗した場合には、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び化学防護服を着用の上、現場にてシリンダバルブを閉止する。</p>	247	-	<p>第114条（六ふっ化ウランのUF₆ シリンダ内への閉じ込め）及び添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備 1.4 標準書の 整備に規定している。</p>	②
22-14	<p>重大事故に至るおそれがある事故に対する体制として、防災拠点の設置、適切な人員、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト的な対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。</p>	247	-	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備、1.3 資機材の配備及び1.4 標準書の整備に規定している。</p>	②
22-15	<p>転換工場の監視設備や放射線業務従事者（実施組織に所属）の巡視点検により事故事象の状況を常に把握する。それらによる情報把握ができなかった場合に備えて、事故の状況を推定するために有効な情報把握ができるよう原料倉庫内のUF₆ 漏えい検知設備による監視を成型工場一時退避場所及び転換工場の外においても可能とする。</p>	247	-	<p>UF₆ 漏えい検知設備については、添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の 整備に規定する。</p>	①
22-16	<p>消火活動に当たって、内部被ばくを防止する半面マスク及びゴーグル又は全面マスク、さらにはウランの飛散状況に応じて呼吸用ボンベ付一体型防護マスクを着用する。また、煙の中で消火活動を行う場合は呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び防火服を着用する。</p>	247	-	<p>添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災（4） 標準書の整備に規定している。</p>	②

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
22-17	ウラン粉末が環境へ放出されることを考慮し、外扉に不燃材等で目張りを行う。目張り作業終了後は、UF ₆ の漏えいに備え、予め原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHFが検出された場合には、目張りを中止し、可搬消防ポンプにより原料倉庫の周囲への散水を行う。	247	-	第113条（六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置）に規定している。	②
22-18	消火活動等による水の浸入に伴う電気火災発生防止のため、配線用遮断器の設置や加工設備本体の停止を行う。	247	-	添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災（4）標準書の整備に規定している。	②
22-19	事故対処に必要な資機材として、可搬消防ポンプ、放射線測定機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具、携帯照明、可搬式発電機及び投光器等を整備する。これらの設備又は資機材は、必要な個数及び容量を有する方針とする。また、対処に必要な容量の防火水槽を整備する。さらに、大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないよう複数箇所に分散配置や離隔配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。	248	-	別表第20 防災資機材一覧に規定している。	①
				資機材の分散配置については、添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備に規定する。	①
22-20	消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルートを予め定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。	248	-	廃棄物管理棟限定のアクセスルートについては、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災（4）標準書の整備から削除する。	①
				全ての建物については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災（4）標準書の整備に規定する	①
22-21	ソフト的な対応は手順書によって明確にし、訓練を定期的に行う。	248	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 教育訓練の実施及び1.4 標準書の整備に規定している。	②

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
22-22	転換工場の建物内については、屋外に通じる複数のシャッター、扉より建物内の全ての場所に消火活動のためアクセスできるように複数のルートを開けている。また、アクセスルート上の通路及び扉等並びにその周辺には、各場所への要員移動や資機材運搬に支障となるものは設置しないため、要員移動や資機材運搬に支障はない。	248	-	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備に規定する。	①
22-23	重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じ、それを的確かつ柔軟に対処するための手順書を整備し、訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制について、以下のとおり整備する方針とする。	249	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備、1.2 教育訓練の実施、1.3 資機材の配備及び 1.4 標準書の整備に規定している。	②
22-24	重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した「防災組織」を整備する。防災組織は、現場対策を実施する現場活動隊（実施組織）及び実施組織を指示・支援する対策本部（対策本部長等及び支援組織）で構成する。	249	-	第 80 条（非常時対策組織）及び添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	②
22-25	重大事故に至るおそれがある事故への対処を実施するための実施組織及びその支援組織を定め、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確にし、実効性のある連携が行える組織構成とする。	249	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	②
22-26	防災組織として、社長の下に事故対策本部を設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害防止特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。	249	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	②
22-27	事故対策本部は、実施組織となる現場活動隊並びに支援組織となる対策本部（対策本部長、核燃料取扱主任者、対策本部付、対策グループ及び情報管理グループ）で構成する。	249	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	②
22-28	対策本部長は、対策グループ統括、情報管理グループ統括を指揮し、現場活動隊を含め事故対策本部を統括する。	249	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	②
22-29	核燃料取扱主任者は、事故対処における保安上の監督を行う。	249	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	②
22-30	対策本部付は、事故対処のために必要な対策に関し、対策本部長に助言を行う。	250	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	②

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規基準後の変更申請で変更、③新規基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
22-31	現場活動隊（実施組織）として火災時の消火活動、除染作業、その他災害時活動を行う防災班、所管部門の火災時の消火活動、ウラン回収、除染作業及びその他災害時活動を行う発災部門班、放射線、放射性物質による汚染状況の状態把握及び被ばく管理等を行う放射線管理班、設備の整備及び点検並びに応急の復旧等を行う設備技術班、被ばく者、負傷者の救出、応急手当等の救護活動を行う救護班、避難誘導、点呼、安否確認等を行う避難誘導班、事業所内立入者の管理、出入口の警備等を行う警備班を設け、各班に班長及び副班長を配置する。	250	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	②
22-32	支援組織として、対策の検討及び実施組織へ指示連絡等を行う対策グループ、社外との通報連絡及び広報対応を行う情報管理グループ（FAX文作成班、プレス文作成班、連絡班）、運営支援を行う事故対策即応本部を設ける。	250	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	②
22-33	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合には、当直警備員による招集等により防災組織を立ち上げる。また、当直警備員が要員を招集するために必要な資機材を整備する。	250	-	第82条（非常時用器材の整備）に規定している。	②
22-34	重大事故に至るおそれがある事故の対処に用いる資機材については、共通要因により必要な機能が同時に損なわれるおそれがないよう、保管場所、保管方法、数量等を定める。	250	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備及び別表第20 防災資機材一覧に規定する。	①
22-35	事故対処時の活動の拠点を設置し、実施組織及び支援組織間で、情報交換を行うための通信連絡設備並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。	250	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	②
22-36	重大事故に至るおそれがある事故により防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者との協定並びに他加工事業者との協定により、協力要員の派遣、資材の貸与その他必要な支援を要請することができる体制を構築する。	250	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	②
22-37	実施組織の防災班、発災部門班は、加工施設の操作員（従事者）を含めた構成とする。	250	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 図-1 防災組織現場活動隊（実施組織）の役割分担と要員数に規定している。	②

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
22-38	防災組織要員には、事業所の約 3km 圏内の近隣居住者を優先して任命し、予め編成するとともに、事故発生時には警備員による一斉召集等により速やかに参集できる措置を講じる。	250	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 図- 2 転換工場の夜間操業時における初動対応要員体制、表- 1 UF ₆ 漏えい初動対応における最少必要人員(夜間操業時)及び表- 2 火災初動対応における最少必要人員(夜間操業時)に規定している。	②
22-39	UF ₆ の漏えい及び火災の複数同時発生とともに、全交流電源喪失及び計測器類の機能喪失を考慮した手順並びに建物の周囲で実施する放水等の事故対処の手順	251	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定している。	②
22-40	加工施設の被害状況を速やかに把握するための情報の種類(プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無)、その入手方法、重大事故に至るおそれがある事故の発生を防ぐために「最優先すべき操作等」の判断基準及び対応操作を実行するための手順	251	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定している。	②
22-41	UF ₆ の漏えいと火災の重畳時には、加工施設周辺への気体状のUF ₆ 、エアロゾルのふっ化ウラニル及び気体状のHF(以下「気体状のUF ₆ 等」という。)の拡散を抑制することを最優先に、事故対処の優先順位を決定するための判断基準	251	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定している。	②
22-42	事故対処において、安全を最優先で対応する方針	251	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定している。	②
22-43	現場で事故対処を実施する実施組織及び支援組織が実施する対処の手順	251	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定している。	②
22-44	事故の進展状況に応じて手順書を複数に分割する場合における相互関係を適正化した手順	251	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定している。	②

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
22-45	大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置を講じるための手順	251	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定している。	②
22-46	火災の複数同時発生においては、隣接する火災区域の境界となる防火壁、扉のうち、火災影響に対する耐火性能の裕度が小さいものについては、当該境界周辺に対する消火を優先することを、予め手順書において明確にする。	251	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定する。	①
22-47	事故対処のための放射線測定機器、防護用器具、非常用通信機器や、夜間及び全交流電源喪失を想定した機器等の資機材について、活動内容及び事故対処に必要な要員数を考慮し、さらには予備の保管場所も考慮した上で必要な数量を整備するとともに、自然災害等の外力による影響に対しても保管場所の健全性を確保し、必要な資機材が使用可能となるよう保管する。	251	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備及び別表第20 防災資機材一覧に規定している。	②
				資機材の分散配置については、添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備に規定する。	①
22-48	UF ₆ の特性及びUF ₆ の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化、夜間や悪天候下等の様々な環境を考慮し、重大事故に至るおそれのある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を、定期的実施する。	252	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 教育訓練の実施に規定している。	②
22-49	訓練については、防災組織全体で連携した対策活動について、年1回以上の頻度で総合訓練を実施する。また、防災組織の各班が実施する、通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理や事故対処等について、年1回以上の頻度で個別訓練を実施する。また、円滑な要員招集を可能とするため、夜間及び休日を含め、定期的に非常招集訓練を実施する。	252	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 教育訓練の実施に規定している。	②
22-50	事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、及びそれらを用いた事故時対応訓練を行う。	252	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 教育訓練の実施、1.3 資機材の配備及び1.4 標準書の整備に規定している。	②

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
22-51	重大に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定めるものとする。	-	添付 7-19	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備、1.3 資機材の配備及び 1.4 標準書の整備に規定している。	②
22-52	また、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊」という。）に対処するため、手順書を整備し、その手順書に従って活動を行うための体制及び資機材を整備するものとする。当該の手順書に従って活動を行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた個別訓練及び総合訓練を定期的実施する。	-	添付 7-19	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応に規定している。	②
22-53	臨界事故の発生防止については、「本文ロ（イ）核燃料物質の臨界防止に関する構造」に示したように、核的制限値として形状寸法、質量、減速度又はそれらの組み合わせにより管理する。	-	添付 7-19	第 35 条（臨界安全管理）に規定している。	③
22-54	(2)大規模な自然災害（震度 5 以上の大地震等）の発生が予測できる場合又は発生した場合は、生産設備を停止する措置及び退避等の防護措置を行う。	-	添付 7-22	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定している。	②
22-55	(3)UF ₆ が漏えいした場合は検知設備に連動するインターロック機構により遮断弁が自動閉するが、作動が確認できない場合は、制御室において手動により操作する。さらに手動操作が失敗した場合においては、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び化学防護服を着用の上、現場にてシリンダバルブを閉止する。	-	添付 7-22	第 114 条（六ふっ化ウランの UF ₆ シリンダ内への閉じ込め）に規定している。	③
22-56	(4)重大事故に至るおそれがある事故に対する体制として、防災拠点の設置、適切な人員、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト的な対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。	-	添付 7-22	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備、1.3 資機材の配備及び 1.4 標準書の整備に規定している。	②
22-57	(5)転換工場の監視設備や放射線業務従事者（実施組織に所属）の巡視点検により事故事象の状況を常に把握する。それらによる情報把握ができなかった場合に備えて、事故の状況を推定するために有効な情報把握ができるよう原料倉庫内の UF ₆ 漏えい検知設備による監視を成型工場一時退避場所及び転換工場の外においても可能とする。	-	添付 7-22	UF ₆ 漏えい検知設備については、添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定する。	①

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
22-58	(6) 消火活動に当たって、内部被ばくを防止する半面マスク及びゴーグル又は全面マスク、さらにはウランの飛散状況に応じて呼吸用ボンベ付一体型防護マスクを着用する。また、煙の中で消火活動を行う場合は呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び防火服を着用する。	-	添付 7-22	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備に規定している。	②
22-59	(7)ウラン粉末が環境へ放出されることを考慮し、外扉に不燃材等で目張りを行う。目張り作業終了後は、UF ₆ の漏えいに備え、予め原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷または HF が検出された場合には、目張りを中止し、可搬消防ポンプにより原料倉庫の周囲への散水を行う。	-	添付 7-22	第 113 条 (六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置) に規定している。	②
22-60	(8)消火活動等による水の浸入に伴う電気火災発生防止のため、配線用遮断器の設置や建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器の停止を行う。	-	添付 7-22	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備に規定している。	②
22-61	(9)事故対処に必要な資機材として、可搬消防ポンプ、放射線測定機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具、携帯照明、可搬式発電機及び投光器等を整備する。これらの設備又は資機材は、必要な個数及び容量を有する方針とする。また、対処に必要な容量の防火水槽を整備する。さらに大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないよう複数個所に分散配置や離隔配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。	-	添付 7-22,23	事故対処に必要な資機材については、別表第 20 防災資機材一覧に規定している。	①
				資機材の分散配置については、添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備に規定する。	①
22-62	(10)消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルートを予め定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。	-	添付 7-23	廃棄物管理棟限定のアクセスルートについては、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備から削除する。	①

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
				全てのアクセスルートについては、保安規定添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備に規定する。	①
22-63	(11)ソフトな対応は手順書によって明確にし、訓練を定期的に行う。	-	添 7-23	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 教育訓練の実施及び 1.4 標準書の整備に規定している。	②
22-64	(12)大規模損壊が発生した場合において、原料倉庫の周囲への散水及び漏えい発生箇所周囲へ直接放水する可搬消防ポンプ、ウランを回収する集塵機、ウランを固着させる固着剤等の設備を整備する。	-	添 7-23	可搬式ポンプについては、別表第 20 防災資機材一覧に規定している。	①
				ウランを回収する集塵機、ウランを固着させる固着剤等の設備については、添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策及び別表第 20 防災資機材一覧に規定する。	①
22-65	実施組織各班の要員は(添七)-第0-6 図に示すように、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合、並びにウラン粉末の漏えい及び火災が重畳した場合にも対処できるように確保する。	-	添 7-24	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 図-1 防災組織現場活動隊(実施組織)の役割分担と要員数に規定している。	②
22-66	夜間操業時においても、防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初動対応のために必要な事業所内に常駐する要員を確保する。転換工場の夜間操業時における初動対応要員体制を(添七)-第0-7 図に示す。	-	添 7-24	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 図-2 転換工場の夜間操業時における初動対応要員体制に規定している。	②
22-67	社外組織からの支援として、所在地域の原子力事業者で構成される東海NOAH*1 及び他のウラン加工事業者(原子力災害時の協力協定に基づく*2)の協力体制を活用し、要員の派遣、資機材の提供その他必要な支援を要請することができる体制を構築する。	-	添 7-24	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	②
22-68	防災組織対策本部の活動拠点として、緊急時対策室(防災ルーム)を設け、実施組織及び支援組織間で情報交換を行うための通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。また万一、	-	添 7-25	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	②

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
	その緊急時対策室が使用できなくなる場合に備え、予備の緊急時対策室（代替防災ルーム）も設定する。活動拠点を（添七）-第0-8 図に示す。			予備の緊急時対策室（代替防災ルーム）については、添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備（4）に規定する。	①
22-69	UF ₆ 漏えいに対処するため必要な資機材、及び火災に対処するため必要な資機材を（添七）-第0-4 表に（資機材の保管場所を（添七）-第0-9 図に）、また資機材の保管場所に対する要件を、事故時の活動拠点の要件と共に（添七）-第0-5 表に示す。なお、UF ₆ 漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものである。	-	添 7-25	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備に規定している。	②
				資機材の保管場所及び活動拠点については、添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備（4）に規定する。	①
22-70	加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合における事故対処の体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の「防災組織」（（添七）-第0-5 図）とし、予め必要な手順書及び資機材を整備するとともに要員を確保する。 手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。	-	添 7-25	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応に規定している。	②
22-71	1. 大規模損壊の発生時において大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること ・屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故と同じである。	-	添 7-25,26	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.1 大規模な火災に対する対策に規定している。	②

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
22-72	<p>2. 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊発生時に加工施設の外部にウラン粉末が飛散した場合に備えて、集塵機等を用いてウラン粉末を回収する手順、固着剤を用いてウラン粉末を固定する手順、加工施設周辺への気体状のUF₆等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲に散水を行う手順及び大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合は、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等による消火活動を実施するための手順等を設ける。 ・対策に必要な資機材の保管場所は、(添七)-第0-4表に示すように加工施設の内部及び周辺に分散して設置する。 ・必要により東海NOAH、他のウラン加工事業者等の社外組織へ支援を要請し、放射線管理(モニタリング)、放射線防護措置及び消火活動等に係る協力要員及び資機材の提供を受けて活動にあたる。 	-	添付 7-26	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策に規定している。	②
				ウランを回収する集塵機、ウランを固着させる固着剤等の設備及び資機材の分散配置については、添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備及び 2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策に規定する。	①
22-73	<p>3. 対策の実施に必要な情報の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊が発生した場合に対し、手順書に定めた情報について、可搬式の計測機器を用いた防災組織要員による巡視点検等により事故状況を把握する。 ・加工施設内及び敷地内の情報の把握には、放射線測定器、監視カメラ、照明等も整備する。 	-	添付 7-26	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 対策の実施に必要な情報の把握に規定している。	②
22-74	表 UF ₆ 漏えい初動対応における最少必要人員(夜間操業時)	-	添付 7-30	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 表-1 UF ₆ 漏えい初動対応における最少必要人員(夜間操業時)に規定している。	②
22-75	表 火災初動対応における最少必要人員(夜間操業時)	-	添付 7-30	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 表-2 火災初動対応における最少必要人員(夜間操業時)に規定している。	②
22-76	防災資機材一覧(UF ₆ 漏えい対応、火災対応)	-	添付 7-31 ~36	別表第 20 防災資機材一覧に規定している。	①
22-77	表 事故時の活動拠点、資機材保管場所	-	添付 7-37	事故時の活動拠点、資機材保管場所については、添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備に規定する。	①

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
22-78	室内及び建物外へのUF ₆ 漏えいに係る対処 (別添 6)	-	添 7-88 ~91	第 102 条 (六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に係る計画及び実施) ~第 119 条 (地震時の六ふっ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置) に規定している。	①
22-79	UF ₆ を正圧で取り扱う蒸発・加水分解設備の運転時には、当直責任者 (転換責任者) 1 名、当直操作員 (転換従事者) 5 名の合計 6 名を配置する。(常時 4 名は、転換工場内で従事)	-	添 7-98	第 117 条 (六ふっ化ウラン漏えい事故に備えた措置) に規定している。	②
22-80	火災の複数同時発生に係る対処	-	添 7-98,99, 100	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1. 重大事故に至るおそれがある事故等対策に規定している。	②

対応結果：①今回の変更申請で変更、②新規制基準後の変更申請で変更、③新規制基準前に規定済み

以上